

那覇港湾施設(那覇軍港)跡地利用構想に係る協議 (事前説明・検討・意見交換)体制について

【基本事項】

- ① 那覇軍用地等地主会は、地権者である会員の財産権の保護及び福利厚生を増進を目的とする。
定款第 4 条(目的)を行う事を総会の承認を受けて理事・監事に選任されたメンバーで理事会を構成しております。
- ② 那覇軍用地等地主会調査検討事項対策会議(ワーキンググループ)は理事会の理事の中から 6 名のメンバーで 2024 年(令和 6 年)8 月 27 日の理事会で承認を得て、設置された理事会傘下の機関です。その目的は、本会の重要事項等諸問題について事前に調査・検討・対策を行い理事会へ上程する事を目的としています。
同会議(ワーキンググループ)の対象とする項目(議案)は、組織の体制に係る問題、対外的な諸問題への対応等、重要事項を事前に討議し、理事会への議案として取り上げる等の是非を判断致します。従いまして、那覇軍用地等地主会調査検討事項対策会議(ワーキンググループ)は、那覇港湾施設(那覇軍港)跡地利用構想の勉強会に特化した機関ではありません。
- ③ 那覇港湾施設跡地利用計画の基本構想の策定にあたり、アジア国際平和経済投資調査検討委員会を平成 25 年 4 月 1 日立ち上げ、同委員会の事業として(1)構想案における方針及び跡地利用等に対する検討並びに協議に関する事、(2)構想案の作成に向けた基礎的な知識及び情報収集に関する事を目的に活動しております。同委員会は、平成 25 年 4 月の第 1 回から令和 6 年 10 月の第 27 回迄開催を重ね 2014 年(平成 26 年)9 月に「那覇軍港跡地利用構想」の冊子(同委員会での検討経過)を発表致しております。
委員会での主な検討事項は、(1)国際交流や 100 万都市構想の広域的な視点(2)沖縄 21 世紀ビジョンや中南部広域構想における軍港の位置づけ(3)沖縄県全体の発展に資する軍港の将来の在り方を課題とした大局的な視点と当該地域の跡地利用の将来像の明確化、返還等に関わる課題への対応方法の検討等、多方面に亘る具体的な討議を行い、検討経過を発表致しております。同構想の策定からその後の返還時期が差し迫る中、那覇軍港を取り巻く社会的な状況は、変化して来ております。本地主会は、その対応にあたり跡地利用を地権者の合意形成のもとで進めていくことが不可欠であり、そのためには、地権者自らが跡地利用について考え、発信していく事が増々重要になってきております。本地主会は、時代の変化に対応すべく、2021 年(令和 3 年)7 月に「前構想冊子」に続き「那覇軍港跡地利用構想(改定版)」を発表致しました。
- ④ 現在、アジア国際平和投資調査検討委員会は、2024 年(令和 6 年)12 月委員会の名称を「那覇軍港跡地利用将来ビジョン検討委員会」とし、地主会の唯一の跡地利用構想に係る勉強会として継続致しております。

- ⑤ 那覇市当局は、担当部署である那覇市まちなみ共創部等で「那覇軍港の跡地利用計画の策定を2027年から2028年に向けて検討し、その成果を発表するとの事ですので、本地主会は地権者の合意のもと自らの跡地利用計画を「那覇軍港跡地利用将来ビジョン検討委員会」での討議を経てその結果を本地主会の正式な跡地利用計画として、那覇市当局に提示し、那覇市当局の「跡地利用計画(案)」との調整を行ない統一の計画案に向けて作業を行います。

令和7年9月25日
那覇軍用地等地主会